自己評価報告書

平成22年 4月19日現在

研究種目:若手研究(B)研究期間:2007~2010課題番号:19730077

研究課題名(和文)有毒物質への曝露による人身被害・環境損害の法的救済制度に関する比較

法的研究

研究課題名 (英文) Comparative Research on Legal Remedy System for Personal Injury and

Environmental Damage Caused by Toxic Exposure

研究代表者

大坂 恵里 (ERI OSAKA) 東洋大学・法学部・准教授 研究者番号: 40364864

研究代表者の専門分野:環境法、民法科研費の分科・細目:法学・民事法学

キーワード:紛争処理法制、人身被害、環境損害、集団的救済

1. 研究計画の概要

有毒物質への曝露による人身被害につい ては、当事者が多数、因果関係の立証が困難、 損害範囲の画定が困難、当事者間の紛争解決 が当事者以外にも影響しうる、といった特徴 があり、環境損害については、原告適格や環 境権に関する問題もある。この種の被害・損 害の法的救済のあり方を考える場合には、実 体法と手続法さらには政策論と立法論を有 機的に関連させて研究していくアプローチ こそ有益であると考える。そこで、本研究で は、このようなアプローチを採用しているア メリカ、カナダ、イギリス、オーストラリア における有毒物質への曝露による人身被 害・環境損害の法的救済に関して比較検討を 行う。最終的には、日本において最適な法的 救済制度を提言することを目的とする。研究 方法は文献調査と現地調査により、成果を論 文として公表する。

2. 研究の進捗状況

(1)調査 アメリカの制度については、文献調査に加えて、現地において当研究課題に関連する会議—例えば、2007年度にはクラス・アクション・シンポジウムと広域係属訴訟シンポジウム、2009年度には環境法会議などして出席して最新の情報を得ながら、研究を進めてきた。カナダ、イギリス、オーストラリアの各制度については、2008年度にクラスアクション・大量訴訟・集団的救済会議に参加して最新情報を収集したほかは、主として文献調査に基づく研究を進めている。

(2) 学会発表 下記の5. 代表的な研究成果 学会発表①②のほか、2007年度にベルリンで の法社会学会において「Administrative Compensation System and Complex Tort Litigation in Japan という水俣病問題を 題材とした日本の不法行為訴訟と行政救済 制度に関する報告を行い、2008年度にはカナ ダでの法社会学会で「Fighting Air Pollution through Litigation という日本 の大気汚染公害に関する一連の訴訟と公害 健康被害補償制度に関する報告を行った。 2009 年度には、アメリカでの法社会学会で Introduction of the Consumer Group Litigation System: The Japanese Experience」という集団的被害救済制度の意 義に関する報告を行った。なお、学会発表① は、香港での法社会学会議での、日本の水俣 病救済制度と薬害肝炎救済制度における司 法の役割に関する報告であり、学会発表②は、 アメリカロースクール協会年次大会におけ る不法行為・補償制度部会主催 Foreign Tort Law: Beyond Europe シンポジウムのパネリス トの一人として、公害健康被害救済制度と公 害訴訟について報告したものである。

(3)論文 集団的被害救済制度について、インセンティブの付与による活用を提唱する論文を発表した(下記の5.代表的な研究成果 雑誌論文①)。環境損害の修復に関して、改正土壌汚染対策法の意義と課題につい検討した論文を発表した(同 雑誌論文②)。人身被害の救済に関して、公害健康被害救済制度と公害訴訟について考察した英語論文を発表した(同 雑誌論文③)。

3. 現在までの達成度

③やや遅れている。

(理由)教育活動・学内業務に時間を取られ、本研究に十分な時間を割くことができなかったためである。

4. 今後の研究の推進方策

- (1)アメリカの制度については、おおむね順調に進展しているため、必要に応じてフォローアップはするが、現時点での調査結果を基に早急に成果をまとめる。
- (2)カナダ、イギリス、オーストラリアの各制度については、この一年内に現地調査を行うことは現実的でないと判断し、文献調査に基づいて成果をまとめる。
- (3)上記の国々の制度に関する比較法的研究を基礎として、紛争および紛争処理に関する法社会学的分析と民事訴訟法上の問題を意識しながら、民法(不法行為法)の領域を超えて、日本における有毒物質による人身被害・環境損害の法的救済制度について、現状の問題点の指摘と望ましいあり方について検討し、研究成果としてまとめる。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

- ①大坂恵里、消費者団体訴訟制度と市民参加 一制度活用のためのインセンティブの必要 性、東洋法学、2009年、53巻2号、97~117 頁、査読無
- ②<u>大坂恵里</u>、改正土壌汚染対策法の概要と課題、環境管理、2009 年 7 月号、57~65 頁、 2009 年、査読無
- ③<u>Eri Osaka</u>、Reevaluating the Role of the Tort Liability System in Japan、Arizona Journal of International & Comparative Law、Vol. 26, No. 2、pp. 393-426、2009、查読有

[学会発表](計2件)

- ①Eri Osaka、Administrative Compensation Systems in Japan: Why Mass Tort Victims in Japan Still Have to Rely on the Judiciary?、Inaugural East Asian Law and Society Conference、2010年2月5日、香港大学(中国)
- ②Eri Osaka、Reevaluating the Role of the Tort Liability System in Japan、Association of American Law Schools、Law and Society Association、2009年1月9日、グランドハイアット・サンディエゴ(米国)

[図書] (計0件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者:

種類: 番号:

出願年月日: 国内外の別:

○取得状況(計0件)

名称: 名称: 在利者: 種類号:

取得年月日: 国内外の別:

〔その他〕 特になし